

寛政初中期平戸藩領益富組の取扱鯨と運上銀

Growth Process of the Masutomi Matazaemon Group in the Hirado-han Control Area Business Taxes can be Seen from the Type and Quantity of Whale that Captured in the Middle of the Edo period

末田 智樹
SUETA Tomoki

一、はじめに

本稿の目的は、神奈川大学日本常民文化研究所（独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所図書資料館）に所蔵されている『漁業制度資料 稿本』（以下、筆写稿本）所収の（当時長崎県北松浦郡生月町）益富治保家文書（以下、益富家文書）に含まれる五点と益富家文書の原史料一点を合わせた六点の翻刻による史料紹介である⁽¹⁾。今回は、益富家が寛政初中期において経営していた三つの鯨組である益富御崎組、益富瀬戸組、益富勝本組から平戸藩への運上に関する史料を取りあげる。

松下志朗は、益富家文書のなかで運上史料の一群を見出し、益富組から平戸藩への膨大な運上を定量的に分析したことは、拙稿においても説明してきいた⁽²⁾。松下の研究の特徴は、平戸藩の財政問題に絡めて益富組からの運上が重要な役割を果たしたことを見明らかにした点である。しかし松下の焦点は定量的な運上の分析にあって、益富組の捕鯨活動による経営展開に着目したものではなかった。それに対しても筆者は、益富家文書および筆写稿本所収の運上史料を中心に定性的な検討を試み、藤本隆士の先行研究と合わせることで、益富組の平戸藩領における経営展開について次の四点を明らかにした⁽³⁾。

第一。寛延・宝曆期（一七四八～一七六三）の益富組は、平戸藩領の生月島と壱岐の捕鯨漁場において勢美鯨と座頭鯨を中心に捕獲していたことであ

る。すなわち平戸藩領の重要な捕鯨漁場を占有し、そこで捕獲した主に二種類の鯨が膨大な運上の納入につながっていたことである。益富組が、平戸藩領の捕鯨漁場において如何なる鯨種を、どの程度捕獲するかによつて捕鯨業經營の成長度合いが判明した。

第二。明和期（一七六四～一七七二）から安永・天明期（一七七二～一七八八）にかけて、益富組は壱岐と生月島の捕鯨漁場以外に生月島の隣島であつた的山大島（冬浦）と平戸島津吉浦（春浦）を第三の捕鯨漁場として、積極的な經營展開をみせたことである。益富組は、的山大島と津吉浦の二つの漁場においても勢美鯨と座頭鯨を中心には捕獲することに成功した。漁場獲得により益富組は、藩内での巨大鯨組として發展する基盤を整えていった。

第三。平戸藩領では、益富組の活動以前に、的山大島の井元組と小値賀島の小田組による捕鯨業活動がみられた⁽⁴⁾。生月島を挟むように展開していた井元組と小田組の捕鯨漁場および労働者を益富組が吸収していくことで、益富組は明和期から寛政期（一七八九～一八〇〇）にかけて巨大鯨組としての展開をみせた。しかし、寛政初期には益富組の鯨組組織をもつてしても大嶋組と津吉組では不漁に見舞われ始めたことも明らかになった。

において対馬藩の春浦へ進出していいたことである。この進出背景には、当時津吉組の春浦の捕獲数のみならず、平戸藩領の捕鯨漁場における春浦全体の捕獲数は冬浦全体に比べてかなり落ち込んでいたことがあつた。この点に関して筆者は、益富組が寛政後期以降に大村・五島両藩の春浦へ進出していた動向について考察し、益富組による平戸藩領外における春浦を中心とした捕獲活動にともなう経営展開の意義について一定の見解を与えておいた⁽⁵⁾。

松下とは異なつた視点から運上史料を分析することで、以上のことが明らかになつた。これらを受けて本稿では、筆写稿本所収の寛政初中期における生月島御崎浦と壱岐の瀬戸・勝本浦に関する運上史料を、益富家文書の原史料と照らし合わせて翻刻する。この史料は、前稿で使用した大島・津吉浦に関する運上史料と同年代のものである⁽⁶⁾。

とくに本稿では、寛政初中期の益富御崎組、壱岐の益富瀬戸組・勝本組における捕獲鯨とその運上の実状を浮き彫りにし、平戸藩領域における益富組捕鯨業の成長過程とその背景を探る史料を紹介することとする。そして寛政後期から文化・文政期（一八〇四～一八二九）、さらに天保・弘化期（一八三〇～一八四七）をへて嘉永・安政期（一八四八～一八五九）に至る益富組の藩際捕鯨業の展開を精察するうえで、寛政初中期の平戸藩領内における益富組の経営展開を捉えることができる史料を提供しておきたい。

- 1. 筆写稿本中の旧字体等は、原則として常用漢字に改めた。ら、メ、而、富については、原字体を残した。
- 2. 人名・地名等の固有名詞については、原史料通りにしたものもある。
- 3. 本文中に読点（、）・並列点（・）を加えた。
- 4. 筆写稿本中で誤記・誤字・脱字と思われるものには、原史料と照合して修正を施した。

翻刻凡例

申冬	右同生属御崎組
申冬	瀬戸組運上先納
西春迄	益富又左衛門門
西春迄	御勝手方
西	御崎
五月	益富又左衛門殿
申冬	瀬戸組運上先納
西春迄	益富又左衛門門
一	銀三拾貫目
一	浦受銀
一	銀六拾貫目
一	米先納
一	銀六拾貫目
一	魚運上先納
一	油運上先納
一	銀百五拾貫目
一	油先納
メ	銀三百貫目
一	銀拾八貫目
一	請魚運上先納
一	銀三拾貫目
一	米先納
一	銀武拾五貫目
一	油先納
メ	銀七拾三貫目

- 5. 本文中の体裁は原則として原史料の記載通りとし、適宜本書形式に合わせて統一した。
- 6. 片仮名の「ニ」「ル」および助詞の「而」等は、ポイントを下げて右寄せにした。

二、寛政初期における益富瀬戸・勝本・御崎組の取扱鯨と運上の実態

【史料1】天明八・寛政元年の益富瀬戸・御崎組の運上史料

（表紙）

「寛政元

申冬右瀬戸鯨組御運上銀指引帳
西春迄御崎

申冬右瀬戸組運上先納
西春迄
益富又左衛門門
西
五月
益富又左衛門殿
申冬右瀬戸組運上先納
西春迄
益富又左衛門門
一
銀三拾貫目
一
浦受銀
一
銀六拾貫目
一
米先納
一
銀六拾貫目
一
魚運上先納
一
油運上先納
一
銀百五拾貫目
一
油先納
メ
銀三百貫目
一
右同生属御崎組
一
銀拾八貫目
一
請魚運上先納
一
銀三拾貫目
一
米先納
一
銀武拾五貫目
一
油先納
メ
銀七拾三貫目

一銀六拾五貫五百弐拾四匁

但、瀬戸組冬浦二而取揚候鯨數四拾六本之内、勢美本魚拾八本、御運

上銀四拾貫五百目、同見分物貳拾貳本、御運上銀貳拾貳貫九百五拾

金匱要略卷之三十一

目 座頭見分物四本 銀運上銀壹貫力百三拾目 鮑鮑壹本 銀運上銀

拾五匁、志もり鯨壹本、御運上銀百弐拾九匁、右魚數三
当川御運上銀

一銀八貫目

但、右同所春浦二而取揚候鯨數九本之內、勢美本魚三本、御運上銀四

賈五百貝、同見分物五本、御運上銀三貫三百貝、座頭見分物壹本、御

其三日
日暮秋物三十六
金玉三十日
廣東其秋物三十
得

選上錄三百目 在魚數 卍 御選上錄

銀百弐拾弐貫八百八匁

但、右同所冬春魚數五拾五本ニ当ル御運上油弐千四百七拾三丁之内、

百三拾挺御台所御用、同百五拾丁御家中、油引残弐千九百拾三丁九
二

当ル代銀壹丁五拾六匁替ニ及

一 跟合八貫目

一
金指刀貫目

但御崎組定魚運上銀

一
銀三拾六貫四百目

但、右同所定油六百五拾丁、代壹挺五拾六匁かヘニメ

一
銀毫貫五百目

但、頑石粗米先納六合貫目ニ当ル米戸千九百戸六表戸十四十八合八

但瀨戶繩米分綱六指貫目 当米三千九百三指六俵三斗四升八合八
刀共可二具、三一交用度矣、旨日錢正合三錢二分半錢八刀共用或八

今渡前之廻
三千儀相渡候
指引殘七拾三儀五斗壘合弌今渡越相分成

卷之三

合銀六百弔五貫三百三拾弔勿

内六拾貫目
瀬戸組魚先納引

右同所油先納引

同拾八貫目
御崎組魚先納引

同武始五貫目
官司所抽先納用

同三才五眞日右同用治分經引

内納り方	三百七拾弐貫三百三拾弐匁	納り前
一 銀百八拾貫目	未十月先操	金為替 <small>ニ而</small> 大坂納り
一 銀百弐拾貫目	申正月先操	内三拾貫目
同九拾貫目	正月中爰元納	二月十日迄大坂納
一 銀百弐拾貫目	申五月先操	六月五日限爰元納
一 銀四貫八百目	但、去ル申年江戸御指支付、葉山左内殿廻り被仰付候、出銀五拾貫 目ニ当ル八朱之利、去申年中十二ヶ月ニ当ル利	但、御台所御用でいら弐千九百三拾三斤、代六百五拾九匁九分弐厘、赤身七百九拾三斤、代三拾五匁六分八厘、燕骨七貫五百目、代拾壹匁弐弐分五厘、不りく七貫五百目、代拾壹匁弐分五厘、右品々ニ当代
一 銀七百拾八匁壹分	一 銀百四拾五貫九百六拾弐匁分七厘	一 銀五百七拾壹貫四百八拾目弐分七厘
但、去申春指引残	但、御台所御用でいら弐千九百三拾三斤、代六百五拾九匁九分弐厘、赤身七百九拾三斤、代三拾五匁六分八厘、燕骨七貫五百目、代拾壹匁弐弐分五厘、不りく七貫五百目、代拾壹匁弐分五厘、右品々ニ当代	但、去申春指引残
メ銀五百七拾壹貫四百八拾目弐分七厘	内三百七拾弐貫三百三拾弐匁	右記納り前引
(印)		

酉
五月

前書之通承屆候以上

武富喜藏助印

一 銀拾五貫目
メ銀貳百五拾五貫目
同所春浦先納

右同生屬御崎組

請魚運上先納

銀三拾貫目

銀七拾三貫目

一銀六拾九貫七百七拾五匁

但、勝本組冬浦_{二而}取揚候鯨數四拾三本之内、勢美本魚式拾本、御運

[古文] 道徳經 十二章の翻訳解説

(表紙)

一
寛政二

西冬弓勝本
戊春迄 魚崎鯨組御運上銀指引帳
五月 御勝手方

益富又左衛門殿

西冬方 勝本組運上先納
戌春迄

銀三拾貫目	一	一	一
銀六拾貫目			
銀五拾貫目			
銀百貫目			
浦請銀			
米先納			
魚運上先納			
油先納			

但、御崎組相定魚運上銀
一 銀三拾六貫四百目
但、右同所定油六百五拾丁、代壹丁五
合銀六百四貫貳百七拾壹匁

生属御崎組

銀拾八貫目 請魚運上先納

残式百五拾壹貫五百七拾四匁 納り前
印 内納り方

銀三拾貫目 米先納

銀式拾五貫目 油先納

銀七拾三貫目

内八拾貫目 組方先納前操
西十二月十日限大坂直納銀百八拾貫目 同百貫目 十一月十日限爰元納
酉正月二月爰元納

銀百式拾貫目 銀百式拾貫目 五月六月爰元納

銀四貫八百目

但、瀬戸組冬浦^{二而}取揚候魚數式拾七本之内、勢美本魚六本、御運上銀拾三貫五百目、同見分物拾四本、御運上銀拾五貫式百目、座頭見分物七本、御運上銀式貫三百目、右魚數^{ニ当ル}御運上銀

銀五貫三百目

但、右同所春浦^{二而}取揚候勢美五本之内、三本本魚、御運上銀四貫五百目、同見分物式本、御運上銀八百目^{二而}

銀四拾式貫百七拾四匁

但、右同所冬春魚數三拾式本^{ニ当ル}御運上油千六拾壹挺之内、御台所御用油百三拾挺、御家中渡り油百五拾挺、引残七百八拾壹挺、代壹挺五拾六匁替^{ニメ}

銀拾八貫目

但、御崎組相定魚請運上銀

銀三拾五貫百目

但、右同所定油六百五拾挺、代壹挺五拾四匁替^{ニメ}合銀五百四貫五百七拾四匁
印

内六拾貫目 濑戸組魚運上魚先納引

同百五十貫目 同所油先納引

同拾八貫目 御崎組魚運上魚先納引

同式拾五貫目 同所油先納引

引残四百式貫七百式拾五匁六分五厘 納り通
印

内式百五拾壹貫五百七拾四匁

右記納り前引

ペ銀六百五拾四貫式百九拾九匁六分五厘
印但、御台所御用でいら三千六拾斤、代六百八拾八匁五分、燕骨七貫五百目代、拾壹匁式分五厘、不りく七貫式百目、代拾匁八分、右品々^{ニ当ル}銀

但、去戌春指引残納り通渡り前

銀式百式拾八貫七百八拾九匁壹分

右者去戌冬迄當亥春迄、瀬戸・御崎組鯨御運上銀并相定組方先納銀差引如斯御座候、納り通^ニ相成銀預り置申候、追^ニ指引相立可申候以上

五月十二日

五拾目替

竹富喜
龟渕与
助印

メ銀三百四拾三貫七百五拾目
生属御崎組

請魚運上銀

前書之通承届候以上

益富又左衛門殿

橋本勇
喜多川集
吉木形右衛門
都野川軍
浦

平印

一銀拾八貫目
一銀三拾貫目
一銀三拾貰五百目
メ銀八拾貫五百目

米先納

諸魚運上油

橋本勇
喜多川集
吉木形右衛門
都野川軍
浦

平印

一銀拾八貫目
一銀三拾貫目
一銀三拾貰五百目
メ銀八拾貫五百目

米先納

但、冬・春鯨御運上定油六百五拾挺、代壹挺定五拾目替

合銀四百貳拾四貫貳百五拾目
内納り方
印

納前

三、寛政中期における益富勝本・瀬戸・御崎組の取揚鯨と運上の実態

【史料4】寛政三・四年の益富勝本・御崎組の運上史料

(表紙)

「寛政四

亥冬乃勝本
鯨組御運上銀指引帳
子春迄御崎

六月

一銀百八拾貫目
内八拾貫目
同百貫目
一銀百貳拾貫目
内六拾貫目
同六拾貫目
一銀百貳拾貫目
内六拾貫目
同六拾貫目
メ銀四百貳拾貫目
残四貫貳百五拾目
印

組方先納前操
成二月十日限大坂納
同十一月十日限爰元納
亥春大坂仕出組方先納
三月中大坂納
亥五月組方先納
五月中爰許納
六月廿日限大坂納

一銀三拾貫目
一銀六拾貫目
一銀七拾八貫七百五拾目
但、冬・春定請勢美鯨本魚三拾五本之御運上銀壹本付、貳貫貳百五拾目宛

一銀百七拾五貫目
諸魚運上油

メ皆済

但、冬・春定請勢美鯨本魚三拾五本之御運上油三千五百挺、代壹挺定

(貼紙) (印)

此銀木屋助次郎家より相納り済

右者去亥冬より当子春迄、勝本・御崎組鯨運上銀并相定組方先納銀指引如御

座候以上

子六月

深見又次右衛門(印)
浦瀬辰(印)

益富又左衛門殿

前書之通承届候以上

橋本勇(印)
喜多川集兵衛(印)日高治左衛門(印)
吉木形右衛門(印)

浦七左衛門(印)

メ銀三百四拾三貫七百五拾目

生属御崎組

一銀拾八貫目

一銀三拾貫目

一銀三拾貢五百目

但、冬・春定請勢美鯨本魚三拾五本之御運上油三千五百挺、代壹挺定

メ銀八拾貫五百目

但、冬・春鯨御運上定油六百五拾挺、代壹挺定五拾目替

合銀四百貳拾四貫貳百五拾目 (印) 納前
内納の方

一銀百八拾貫目

亥冬先納前操
亥十一月朔日限爰許納

内七拾貫目

同十二月十日限大坂納
同百拾貫目

一銀百貳拾貫目

子春先納前操
子二月中爰許納

内六拾貫目

子三月中右同断
同六拾貫目

一銀百貳拾貫目

子夏先納前操
子五月中爰許納

内六拾貫目

同六拾貫目
同六月十五日限大坂納

銀六拾貫目

米先納

銀七拾八貫七百五拾目

諸魚御運上銀

但、冬・春定請勢美鯨本魚三拾五本之御運上銀壹本^ニ付、貳貫貳百五拾目宛

一銀百七拾五貫目

諸魚御運上油

五拾目替

一銀三百四拾三貫七百五拾目

諸魚御運上銀

一銀八拾貫五百目

諸魚御運上油

一銀三拾貢五百目

諸魚御運上銀

一銀三拾貫目

諸魚御運上油

一銀三拾貢五百目

諸魚御運上銀

一銀三拾貢五百目

諸魚御運上油

浦請銀

子冬より瀬戸組御運上先納

子冬より瀬戸組御運上銀指引帳

五月

御勝手方

[史料5] 寛政四・五年の益富瀬戸・御崎組の運上史料
(表紙)

〔 寛政五

子冬より瀬戸組御運上銀指引帳

丑春迄御崎

丑

五月

御勝手方

メ銀四百式拾貫目

(印)

引残四貫式百五拾目 組揚納前

丑ノ五月七日川崎屋藤助方ら相納ル

右者去子冬迄當丑春迄、瀬戸・御崎組鯨御運上銀并相定組方先納銀指引如

此御座候以上

丑五月

永田幸之助印
深見又次右衛門
南部曾平

益富又左衛門殿

前書之通承届候以上

橋本勇平印
日高治左衛門印
浦七左衛門印
牧山権右衛門

史料6] 寛政五・六年の益富勝本・御崎組の運上史料
(表紙)

「 寛政六

丑冬迄 勝本・御崎鯨組御運上銀指引帳
寅春迄

寅五月 御勝手方 一

丑冬迄 勝本組御運上先納
寅春迄

一 銀三百四拾三貫七百五拾目	一 銀三拾貫目	一 銀三拾貫目
但、冬・春定請勢美鯨本魚三拾五本之御運上油三千五百挺、代壱挺定 五拾目替	諸魚御運上油	諸魚御運上油
メ銀八拾貫五百目	一 銀六拾貫目	一 銀六拾貫目
但、冬・春定請御運上油六百五拾挺、代壱挺定五拾目替	米先納	米先納
内納り方	請魚御運上銀 米先納	諸魚御運上油
合銀四百式拾四貫式百五拾目 納前	一 銀三拾貫目	一 銀三拾貫目
子冬先納前操	十一月朔日限平戸納	十一月朔日限平戸納
丑春先納前操	丑三月十日限大坂納	丑三月十日限大坂納
丑夏先納前操	丑三月朔日限平戸納	丑三月朔日限平戸納
内百貫目	同七拾式貫目	一 銀百式拾貫目
丑六月中大坂納	同七拾式貫目	内四拾八貫目
同式拾貫目	一 銀百式拾貫目	一 銀百式拾貫目

メ銀四百式拾貫目^(印)

引残四貫式百五拾目

組揚納銀

納り前

五月三日納

右者去丑冬ら当寅春迄、勝本・御崎鯨組御運上銀并相定先納銀指引如此御座候以上

寅
五月
永田康之助^(印)
深見又次右衛門

益富又左衛門殿

前書之通承届候以上

橋本勇平^(印)
日高治左衛門^(印)
吉木形右衛門^(印)
浦七左衛門^(印)
牧山権右衛門

討していた内容と同様の結果がうかがえた。つまり、取揚鯨の種類と数量によつて運上が事細かに定まつていた。

第二。運上についてである。史料1から3までと、史料4から6までとは運上の設定が異なつてゐた。運上の設定の違いについては、松下が完全なる定額化が開始される時期であつたと指摘してゐた。本稿で着目することは、壱岐の両組においては勢美鯨の運上を基準として固定化が設定されたことである。松下は、寛政期以降の運上の定額化は益富組經營にとつて大きな圧迫となるものであつたと捉えていた。しかしながら筆者は、勢美鯨三十五頭以上を捕獲することは当時の益富組の沖場組織では不可能な字ではなかつたと分析してゐる。この固定化が益富組にとつてどのような意味を持つてゐたかは慎重な検討が必要であろうが、その後の藩領外への展開をみても益富組にとつて決してネガティブな面だけではなかつた。いずれにしても西海地方（壱岐）では、勢美鯨が最上の鯨として運上において位置づけされ、益富組は販売のための鯨油・鯨肉用としても最も高い捕獲数を目指してゐた。

第三。壱岐の瀬戸組と勝本組の運上額の違ひについてである。安永九（一七八〇）年前後の運上史料の分析結果と同様であり、瀬戸浦が勝本浦に比べて寛政三（一七九二）年までは、定額の魚および油の先納銀が六十貫も高額であったことがわかる。寛政四（一七九二）年からは定額化され両浦の運上は同額となつた。こののち瀬戸浦から前日浦へ変わるが、その理由の一つとして瀬戸浦の春浦が一段と不漁に見舞われたために漁場の位置を変えたのではなかろうか。

第四。益富組の成長過程についてである。寛政期では、宝暦・明和期を第一。取揚鯨についてである。史料1・2・3より読み取れるように、益富組では勢美鯨と座頭鯨の捕獲が中心であつた。また、冬鯨の捕獲数は春浦のそれを圧倒していた。これらの取揚鯨の特色に関しては、拙稿で検論点に即して、本史料に関して簡単に整理しておこう。

第一。取揚鯨についてである。史料1・2・3より読み取れるように、益富組では勢美鯨と座頭鯨の捕獲が中心であつた。また、冬鯨の捕獲数は春浦のそれを圧倒していた。これらの取揚鯨の特色に関しては、拙稿で検

であった。また、冬・春両浦の捕獲数の優劣により平戸藩領の捕鯨漁場について、西海地方において近世中後期を通した地域性が判明する。

最後に課題として次稿では、本稿で紹介した寛政初中期の運上史料六点

に続き、寛政中後期の運上史料六点を翻刻し、本稿と合わせた結論および

益富組の享保期（一七一六—一七三五）から寛政期に至るまでの成長過程について、とくに取扱鯨の視点からまとめることをあげておきたい。

註

- (1) 「寛政元酉五月 申冬迄西春迄 濑戸御崎鯨組御運上銀指引帳 御勝手方 益富又左衛門殿」(No.一三五)、「寛政二戌五月 西冬迄戌春迄 勝本御崎鯨組御運上銀指引帳 御勝手方 益富又左衛門殿」(No.一五四)、「寛政三亥五月 戊冬迄亥春迄 濑戸鯨組御運上銀指引帳 御勝手方」(No.一三三四)、「寛政四子六月 亥冬迄子春迄 勝本御崎鯨組御運上銀指引帳」(No.一〇八)、「寛政五丑五月 子冬迄丑春迄 濑戸御崎鯨組御運上銀指引帳 御勝手方」(No.一〇七)、「寛政六寅五月 丑冬迄寅春迄 勝本御崎鯨組御運上銀指引帳 御勝手方」(No.一〇六)。以上の史料については、秀村選三・藤本隆士他編『益富家文書年代順目録』の四～五頁を参照。
- (2) 松下志朗「西海捕鯨業における運上銀について—平戸藩領生月島益富組を中心にして—」(福岡大学創立三十五周年記念論文集 人文編)一九六九年。
- (3) 秀村選三・藤本隆士「西海捕鯨業」(江戸時代図誌 西海道一)第二十二巻、筑摩書房、一九七六年)。末田智樹「西海捕鯨業地域における巨大鯨組の形成過程—益富又左衛門組の運上に関する史料紹介—」(神奈川大学「國際常民文化研究機構年報」第三号、二〇一二年)、末田智樹「西海捕鯨業地域における益富又左衛門組の拡大過程」(神奈川大学「國際常民文化研究叢書」第二巻、二〇一三年)、末田智樹「平戸藩領の捕鯨漁場における巨大鯨組の萌芽—天明初期益富組の鯨捕獲をかいま見る—」(『民俗と歴史』第三十一号、二〇一三年)、末田智樹「平戸藩領域における益富又左衛門組の成長過程—安永九年鯨組運上史料一瞥—」(中部大学人文部研究論集)第三十号、二〇一三年)、末田智樹「寛政前期平戸藩領における捕鯨業の一様相—益富大嶋組の運上史料から探る—」(神奈川大学「國際常民文化研究機構年報」第四号、二〇一三年)。
- (4) 末田智樹「藩際捕鯨業の展開—西海捕鯨と益富組—」(御茶の水書房、二〇〇四年)。

- (5) 末田前掲『藩際捕鯨業の展開』。
(6) 末田前掲「寛政前期平戸藩領における捕鯨業の一様相」。

附記

神奈川大学日本常民文化研究所所蔵『漁業制度資料 筆写稿本』の閲覧にあたっては、國際常民文化研究機構の諸先生ならびに職員の皆様にご指導を賜った。近世・近代漁業史的視点からの分析の重要性および『漁業制度資料 筆写稿本』の活用方法については、伊藤康宏先生(島根大学教授)、田島佳也先生(神奈川大学教授)、片岡千賀之先生(長崎大学名誉教授)、小岩信竹先生(東京国際大学教授)をはじめとする先生方から、水産史研究会ならびに國際常民文化研究機構の共同研究会を通じて数多くのご指導を賜った。

益富家文書および益富組を中心とした近世西海捕鯨業史に関する経済史・経営史研究については、恩師の藤本隆士先生(福岡大学名誉教授)よりご指導を賜った。歴史地理学・民俗学的観点からの分析の重要性については、恩師の田畠久夫先生(昭和女子大学大学院教授)よりご指導を賜った。また、益富家文書の活用方法については、福岡大学研究推進部の藤本俊史先生、後藤正明先生よりご指導を賜った。ここに記して厚く感謝の意を表する次第である。